第 4 号

どうなんだめ

= 道南の集落営農・法人化を推進するニュースレター =

三統情報
(H24.01)
農業生產法人数区分
(活動休止経営を除く)
渡島:複数戸(23 経営体)
1戸(27 経営体)
檜山:複数戸(11 経営体)
1戸(23 経営体)

= 地域を担う農業生産法人の声 =

農事組合法人 ぴりかファーム 「地域農業をリードする中心的な存在」



所 在 地:今金町

代表者:末藤 春義

構成員:7名(構成農家5戸)

常雇用:6名

設立:平成11年2月

|事業内容:水稲、畑作、園芸、農作業受託など

1. 設立の経緯から現状

機械の共同利用を行ってきた生産者が、高齢化や担い手不足などの問題を解決するために協業化法人を設立した。地域を維持するため、離農地や耕作放棄地を引き受けるなどして面積を増やし、現在では地域内農地の3割を集積する地域農業の核となる存在となっている。

2. 法人経営のメリット

作物ごとに、構成員がもつ最高の技術レベルにあわせることができ収量・品質が向上した。保守管理の徹底により機械費用が削減された。

3. 法人運営のポイント

運営については、皆で十分に話合いをする。話合いの結果、決まったことは「わだかまり」を持たない。

4. これから法人化を目指す農業者へのメッセージ やる気のある人が話合い、具体的な計画を数字で示していくことが大切。

= 法人の運営支援 =

農業改良普及センターは、既存法人の円滑な運営のための各種支援を行っています。今回、はじめての試みとして、法人の従業員向けに栽培技術の講習会を平成25年1月におとべファームで実施しました。

講習会ではトマトの育苗管理、定植、誘引、摘葉などの栽培管理と立茎アスパラガスの摘心・整枝・立茎方法など具体的な講習内容です。参加者から具体的な質問が多くあり、有意義な講習会となりました。

今後も、従業員向けの講習会、現地研修会などを 開催し、法人の円滑な運営支援を行います。

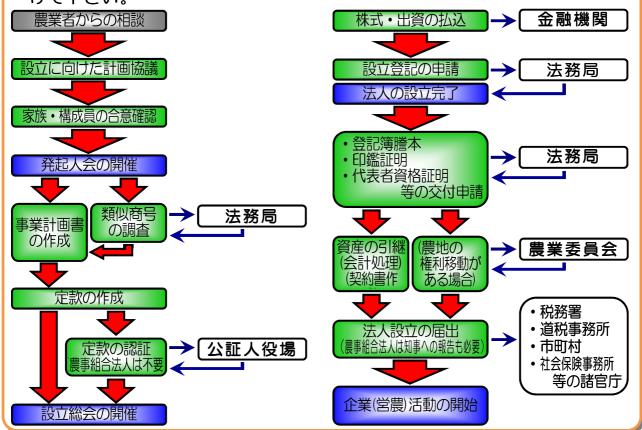


好評だった栽培講習会

= 気になるワード検索 =

Q:法人になるときに必要な手続きにはどのようなものがありますか?

A: おおむね以下の作業手順を踏まえて進める事になります。多くは行政 書士や司法書士に委託する事で対応が可能です。計画的な内容協議を心が けて下さい。



= 支える仲間 =

JA 新はこだて農業生産法人ネットワーク [東北視察研修会]

法人ネットワークは、高齢化を背景とした担い手不足対策のため 10 月 17~18 日に青森・宮城両県で視察研修を行いました。視察先は、集落全体で農業生産法人を起ち上げた「集落一農場型法人」2ヶ所、複数の集落からの作業を請け負う「担い手委託型法人」1ヶ所でした。特に「集落一農場型」の視察先は、集落全体の将来を左右する担い手の確保は日本農業にとって喫緊の課題である事を痛感しました。



担い手委託型タイプ川口グリーンセンター(宮城)

今後も、農業法人ネットワークでは、各種研修やセミナーなどを計画しておりますので、会員以外の農業法人又は法人化志向農業者の積極的な参加をお待ちしております。

<編集発行>

渡島農業改良普及センター 檜山農業改良普及センター(編集事務局) JA 新はこだて農業生産法人ネットワーク =問い合わせ先(編集事務局)= 電話番号 0139-53-6141 ファックス 0139-53-6143

平成 25年2月 10 日発行